

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年2月14日
【四半期会計期間】	第129期第3四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）
【会社名】	神姫バス株式会社
【英訳名】	SHINKI BUS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 上杉 雅彦
【本店の所在の場所】	兵庫県姫路市西駅前町1番地
【電話番号】	079(223)1243
【事務連絡者氏名】	企画部長 永井 勝浩
【最寄りの連絡場所】	兵庫県姫路市西駅前町1番地
【電話番号】	079(223)1243
【事務連絡者氏名】	企画部長 永井 勝浩
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第128期 第3四半期連結 累計期間	第129期 第3四半期連結 累計期間	第128期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年12月31日	自平成23年4月1日 至平成23年12月31日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高(百万円)	30,519	30,030	40,112
経常利益(百万円)	1,204	1,174	1,232
四半期(当期)純利益 (百万円)	880	612	1,393
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	760	584	1,196
純資産額(百万円)	29,968	30,835	30,403
総資産額(百万円)	44,736	45,381	44,723
1株当たり四半期(当期)純利 益金額(円)	29.20	20.31	46.21
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	66.77	67.73	67.76

回次	第128期 第3四半期連結 会計期間	第129期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	自平成23年10月1日 至平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	12.23	8.53

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載して
 おりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して
 おりません。

4. 第128期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」
 (企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な
 変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第3四半期連結累計期間のわが国経済は、東日本大震災や電力供給不足の影響に加え、欧州の債務危機などを背景とした世界経済の減速や円高の長期化など、先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような情勢のなかで当社グループは、「CSR（企業の社会的責任）活動の更なる推進」と、グループ内外との連携強化や成長分野へのチャレンジを中心とした「21世紀型のグループ経営」に努めてまいりました。CSR活動では、輸送における安全の確保に向け不断の取組みを行うとともに、法令順守と環境対策、CD（顧客感動）活動にも継続的に取り組んでおります。事業面では、企業価値増大に向け、バス輸送を中心とした輸送サービスの向上、成長分野としての生活サービス事業の展開を通じて安定した収益の確保に注力してまいりました。結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は前年同期比489百万円（1.6%）減の30,030百万円、営業利益は前年同期比47百万円（4.3%）減の1,065百万円、経常利益は前年同期比30百万円（2.5%）減の1,174百万円となりました。また、四半期純利益につきましては、エコカー補助金や解約保証金等受入益を計上しました前年同期に比へまして268百万円（30.5%）減の612百万円となりました。

セグメントの業績は次の通りであります。なお、売上高、営業利益はセグメント間の内部売上高又は振替高控除前の金額であります。

自動車運送

乗合バス部門は、三ノ宮を拠点とする中距離路線の増回等を行い収益路線の強化を図るとともに、自治体からの要請に応じて路線を新設するなど地域の足の確保に努めましたが、震災による出控えや台風上陸の影響などにより前年同期に比べ減収となりました。貸切バス部門は、震災の被災地支援で東北方面へボランティアや自治体職員の輸送を行いました。また、東京ディズニーリゾートツアーの大幅な減少や台風上陸の影響などにより減収となりました。また、タクシー部門は、景気低迷により利用が減少傾向で推移したことに加え、連結子会社の明石神姫タクシー(株)を清算したことにより減収となりました。以上の結果、売上高は前年同期比199百万円（1.3%）減の15,007百万円となりました。営業損益は、燃料費の増加はありましたものの、人件費、減価償却費等を中心とした固定費を削減したことにより63百万円改善しましたが、233百万円の営業損失となりました。

車両物販・整備

車両物販部門は、新車購入補助制度の終了などにより自動車販売台数は減少しましたが、設備機器及びタイヤの販売が好調に推移したことにより増収となりました。また、整備部門は、車検台数は増加しましたものの、バスの車体塗装や事故修理が減少したことにより減収となりました。以上の結果、売上高は前年同期比51百万円（1.1%）増の4,741百万円、営業利益は34百万円（13.5%）減の223百万円となりました。

業務受託

車両運行管理部門は新規契約の獲得等により、介護部門はデイサービスの稼動がアップしたこと等により増収となりました。経営受託部門は施設の大規模修繕に伴う閉館期間があったことなどにより減収となりました。以上の結果、売上高は前年同期比25百万円（1.2%）増の2,177百万円、営業利益は前年同期比12百万円（5.9%）増の222百万円となりました。

不動産

販売部門は、建物販売戸数は増加しましたものの、分譲地販売区画数が減少したことにより減収となりました。また、特販部門は、建築請負工事が減少したことにより減収となりました。賃貸部門は、既存商業施設等の賃貸料減額がありましたものの、新たに取得した賃貸物件が収入の確保に寄与したことにより前年同期並で推移しました。以

上の結果、売上高は前年同期比241百万円（ 8.5%）減の2,598百万円、営業利益は22百万円（ 2.5%）減の880百万円となりました。

レジャーサービス

飲食部門は、サービスエリア事業が高速道路の休日上限1,000円制度が廃止になったことの影響を受け減収となりましたが、前連結会計年度に㈱神戸を連結子会社化したことにより、居酒屋事業の収益が寄与し、増収となりました。また、レンタル部門・T S U T A Y Aは、近隣競合店の閉店により太子店の売上が大きく伸びましたものの、相生店が取扱商品を変更したことなどにより前年同期並となりました。しかしながら、旅行部門は、震災の影響により、東京ディズニーリゾートツアーの集客が大幅に減少したことや団体旅行のキャンセル、旅行手控えなどにより減収となりました。また、遊技場部門は、低価格貸玉営業を開始するなど顧客確保に努めましたが、近隣競合店との競争激化により減収となりました。以上の結果、売上高は前年同期比162百万円（ 2.3%）減の6,845百万円、営業損益は前年同期に比べ58百万円悪化し、16百万円の営業損失となりました。

その他

売上高は前年同期並の988百万円となりましたが、営業利益は化粧品販売部門における直営店の新規出店費用や農業事業の生産開始に伴う費用の発生などにより前年同期比19百万円（ 67.4%）減の9百万円となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次の通りであります。

1. 基本方針の内容の概要

当社は、公共性の極めて高いバス事業を中核事業として営んでおり、地域に密着した企業としての役割の重要性をも認識したうえで、「地域共栄・未来創成」という企業理念のもと、企業価値の増大と社会的責任を果たすことを経営における基本方針としております。また、この基本方針の実現を通じて、株主共同の利益の向上を図ることを目指しております。

当社は、特定の株主グループによる当社経営への関与は、当社の企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の拡大につながるものであれば何ら否定するものではありません。

しかしながら、近時の資本市場においては、対象となる上場企業の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として対象会社に影響力を行使しうる程度の大規模な当社株券等の買付行為等（以下、「買付行為」といいます。）を強行するといった事態が生じています。今後もこうした買付行為を行う者（以下、「買付者」といいます。）による買付行為が十分に想定されます。

このようなリスクを認識しつつ、何ら対応策を講じないまま企業経営を行い、買付行為の提案がなされた場合、目先の株価の維持・上昇を目的とした経営判断を求められかねません。中長期的な視点から、企業価値向上に集中して取り組み、買付行為の提案の是非を判断するためには、特段当社に対する買付行為の提案がなされていない時点において予め、そうした提案への対応策を導入しておくことが必要不可欠であると判断しております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値の増大のために、積極的な増収・増益策の実施、コスト管理の強化、経営資源の有効活用を推進し、かつ社会的責任を果たすために、(a)法令順守（コンプライアンス）、(b)危機管理、(c)雇用維持、(d)CS（顧客満足）推進、(e)環境対策及び社会福祉対策を推進することについて、日々努力を重ねております。

また、当社の事業計画は、平成7年度から開始した3年単位の中期計画によって遂行されております。当社の中核事業であるバス事業においては、公共交通機関としての重要な要素である「安全性」に裏打ちされた、公共性と経済性の双方のバランスのとれた経営を目指しております。

更に、バス事業以外のその他の事業においては、飲食、レジャー、建売分譲等、生活関連事業を中心としたサービス事業への積極的展開と、自動車整備等、自動車関連事業の堅実な展開を目指しております。

以上を骨子とした諸施策の実施とともに、バス輸送をはじめ商品・サービスの安全性確保のために管理の徹底を図っております。当社は売上高及び経常利益の増大、及び不要不急の資産の売却・活用による借入額の軽減等を通じ、公共性の強い当社の事業展開と経営基盤の安定強化を図ることで、当社の企業価値の向上、ひいては、株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

加えて、当社は、当社の企業価値の向上のために、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

具体的には、平成18年6月29日開催の当社第123回定時株主総会（以下、「第123回定時株主総会」といいます。）において、取締役の任期を1年に短縮する定款変更を行っており、これにより、取締役の経営責任の明確化を図っております。また、当社の取締役9名のうち、2名については独立性を有する社外取締役としております。

更に、当社は、監査役会を設置しておりますが、平成19年6月28日より、従来の常勤監査役1名及び社外監査役2名の計3名体制から、社外監査役を1名増員し、常勤監査役1名及び社外監査役3名の計4名体制に変更し、監査

機能の強化を図っております。

このように、当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めております。

3. 基本方針に照らして不適切な支配の防止のための具体的な取組み

当社取締役会は、買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、基本的に株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、買付行為に対する対抗措置の発動そのものについても株主の皆様にご判断いただくことが望ましいと考えております。しかしながら、限られた期間内で買付行為に応じるか否かの判断を行う必要がある公開買付けについては、株主の皆様にご判断材料としての必要かつ十分な情報をご提供することが困難であります。

よって、当社取締役会では買付行為の是非を直接的かつ時間をかけてご判断いただく機会として株主総会を開催することが合理的であると考え、その時点において有効な法令上の最長期間を公開買付期間として買付者に要請することが、株主共同の利益の確保・向上の実現に資するものと考えております。

また、公開買付け以外の方法による買付行為についても、当該買付行為に応じるか否かは、株主の皆様のご判断に委ねられているものの、かかる判断を行うために、当社取締役会として、株主の皆様のために、可能な限り買付行為に関して十分な情報提供をするなどの対応を採る必要があると考えております。

そこで、基本方針に照らして不適切な支配の防止のため、当社取締役会は、特定の株主グループの議決権割合が20%以上となることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定の株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（以下、「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応方針（以下、「旧対応方針」といいます。）を定め、旧対応方針に関する定款変更とともに、第123回定時株主総会にお諮りし、ご承認いただきました。旧対応方針の有効期間は、平成21年6月26日開催の当社第126回定時株主総会（以下、「第126回定時株主総会」といいます。）までとなっていました。旧対応方針の内容を一部変更のうえ継続する旨の議案を第126回定時株主総会にお諮りし、ご承認いただきました（以下、継続後の旧対応方針を「本対応方針」といいます。）。

これにより、今後、大規模買付行為については、本対応方針に定めた大規模買付ルールに従って買付けが行われるべきことを大規模買付者に対して求めることとしました。

大規模買付ルールの具体的な内容は、以下の通りであります。

大規模買付者が、当社取締役会の事前の同意を得ずに公開買付けを実施する場合は、公開買付期間を法令上の最長期間である60営業日に設定すること。

大規模買付者が、公開買付け以外の方法で当社株券等を取得しようとする場合又は結果として当社株券等を取得する場合には、事前に当社取締役会の同意を得ること。

また、当社取締役会としては、大規模買付行為が行われる場合、大規模買付者から大規模買付者及び大規模買付行為に関する情報の取得に努め（以下、取得する情報を「大規模買付情報」といいます。）、当該大規模買付情報を株主の皆様にご提供したうえで、大規模買付行為の妥当性をご判断いただけるように努力いたします。

特に、当社取締役会の同意のない公開買付けにより行われる大規模買付行為の場合には、当社取締役会は、大規模買付者から株主総会開催日の概ね30日前までに受領した大規模買付情報については、株主の皆様のご判断の参考としていただくため、株主総会招集通知とともに送付させていただきます。但し、時間的、物理的に株主総会招集通知と同封してお送りすることが困難な場合には当社ホームページ（<http://www.shinkibus.co.jp/>）にて、当該大規模買付情報を開示する場合がございます。

当社取締役会としては、株主総会の開催日まで、大規模買付情報の取得及び大規模買付者との交渉等に努め、取得した大規模買付情報等に基づいて可能な範囲内において、取締役会としての意見及び代替案等を株主の皆様にご提示します。

なお、大規模買付者からの大規模買付情報の提供の有無、提供された大規模買付情報の十分性自体等は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動の要否の判断に影響するものではなく、例えば、公開買付けにより行われる大規模買付行為の場合は、大規模買付ルールに従って、公開買付けが実施された場合には、当社取締役会による裁量的な判断等は一切排除されることとなります。

公開買付けの方法による大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、公開買付期間満了前に株主総会を開催し、大規模買付者及び当社取締役会が定める一定の者は行使できないという内容の行使条件及びこれらの者以外の株主の皆様からは、当社取締役会が別途定める一定の日に当社株式1株と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権の無償割当てに関する議案を上程します。

公開買付け以外の方法による大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、株主の皆様に対して、大規模買付情報を提供するほか、当社取締役会としての意見及び代替案等をご提示いたしますが、対抗措置の発動はいたしません。

これに対し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為が当社の企業価値を著しく毀損しない買付行為の条件を全て満たす場合を除き、対抗措置として、上記の内容の新株予約権の無償割当ての決議を行います。

4. 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

上記「2. 基本方針の実現に資する特別な取組み」については、当社の企業価値の向上、ひいては、株主共同の利益の確保・向上のための取組みであり、基本方針の実現に沿うものであります。

したがって、当該取組みは当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2) 基本方針に照らして不適切な支配の防止のための具体的な取組みについて

ア 当該取組みが基本方針に沿うものであること

当該取組みは、当社取締役会の同意を得ることなく公開買付けによる大規模買付行為が行われる場合に、株主の皆様がその是非について十分な時間をかけて検討し、その判断を株主総会の場において表明する機会を確保すること、及び 当社取締役会としても、株主の皆様が、その判断を下すにあたって大規模買付者及び大規模買付行為に関して十分な情報等を得られるように努力するものであります。また、当該取組みは、公開買付け以外の方法によって大規模買付行為が行われる場合であっても、大規模買付者に対し、当社取締役会の同意を得ることを求め、当社取締役会の事前の同意なく行われた大規模買付行為に対しては、一定の対抗措置を採ることとしており、企業価値、ひいては株主共同の利益の向上を図ることを目指しており、基本方針に沿うものであります。

イ 当該取組みが当社の株主の皆様のご利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当該取組みは、第123回定時株主総会において、買収防衛策に係る定款変更議案及び旧対応方針の導入自体について株主の皆様からご承認いただいた後、その継続について、第126回定時株主総会においてご承認いただくことを条件としていること、大規模買付ルール に従った公開買付けによる大規模買付行為が行われた場合には、公開買付け期間の満了前までに株主総会を開催し、本対応方針に基づいた対抗措置を発動するか否かにつき直接的に株主の皆様にご判断いただくこととなっていること、有効期間を平成24年開催の定時株主総会までとし、その継続について改めて株主の皆様のご判断を仰ぐこと、当社定款に基づき、当社取締役会は、いつでも当該取組みを廃止することができること、第123回定時株主総会において取締役の任期を1年とする定款変更議案を株主の皆様にご承認いただいております。取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を反映することができることから、株主の皆様のご意思をより直接的に反映する仕組みとなっています。

また、当該取組みは、客観的かつシンプルな大規模買付ルールを設定していることに加え、大規模買付者に対して対抗措置が発動されない場合についても、客観的な基準が設定されており、取締役会の恣意性を排除する措置がなされているといえます。

更に、当該取組みは、毎年株主の皆様により選任される取締役によって構成される当社取締役会において、随時、本対応方針の継続又は改廃の決議を行うことができ、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策又はスロー・ハンド型のいずれでもありません。

以上の理由により、上記「3. 基本方針に照らして不適切な支配の防止のための具体的な取組み」について、当該取組みが当社の株主の皆様のご利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(3) 研究開発活動

該当する事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	110,000,000
計	110,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	30,860,000	30,860,000	大阪証券取引所 (市場第二部)	単元株式数 1,000株
計	30,860,000	30,860,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	-	30,860,000	-	3,140	-	2,235

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

(平成23年12月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 701,000 (相互保有株式) 普通株式 37,000	-	単元株式数1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 29,695,000	29,695	同上
単元未満株式	普通株式 427,000	-	-
発行済株式総数	30,860,000	-	-
総株主の議決権	-	29,695	-

(注)「単元未満株式」の中には、当社保有の自己株式及び相互保有株式が次の通り含まれております。

自己株式 757株
 相互保有株式
 菱油商事株式会社 725株

【自己株式等】

(平成23年12月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 神姫バス株式会社	兵庫県姫路市西駅前町1番地	701,000	-	701,000	2.27
(相互保有株式) 菱油商事株式会社	神戸市兵庫区駅南通1丁目1番11号	37,000	-	37,000	0.12
計	-	738,000	-	738,000	2.40

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,108	6,357
受取手形及び売掛金	1,639	1,761
未収運賃	736	529
有価証券	110	120
商品及び製品	373	409
仕掛品	67	153
分譲土地建物	1,078	843
原材料及び貯蔵品	103	100
その他	1,608	1,169
貸倒引当金	10	11
流動資産合計	12,815	11,434
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	22,148	23,143
減価償却累計額	14,923	15,303
建物及び構築物(純額)	7,225	7,839
機械装置及び工具器具備品	2,580	2,616
減価償却累計額	2,134	2,149
機械装置及び工具器具備品(純額)	446	466
車両運搬具	12,553	12,216
減価償却累計額	10,645	10,773
車両運搬具(純額)	1,907	1,443
土地	14,965	16,218
リース資産	2,549	3,093
減価償却累計額	794	1,183
リース資産(純額)	1,754	1,909
建設仮勘定	16	442
有形固定資産合計	26,316	28,320
無形固定資産		
のれん	62	53
その他	201	205
無形固定資産合計	263	258
投資その他の資産		
投資有価証券	2,910	2,885
その他	2,458	2,528
貸倒引当金	40	46
投資その他の資産合計	5,327	5,367
固定資産合計	31,907	33,946
資産合計	44,723	45,381

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,018	1,105
短期借入金	309	1,279
1年内返済予定の長期借入金	461	382
リース債務	490	594
未払金	2,427	2,779
未払法人税等	871	199
事故補償引当金	15	15
賞与引当金	858	522
過年度雑収計上旅行券引当金	13	13
その他	1,798	1,765
流動負債合計	8,263	8,656
固定負債		
長期借入金	1,362	1,131
リース債務	1,348	1,409
退職給付引当金	543	591
役員退職慰労引当金	338	119
負ののれん	6	4
その他	2,457	2,632
固定負債合計	6,056	5,888
負債合計	14,319	14,545
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,140	3,140
資本剰余金	2,235	2,235
利益剰余金	24,640	25,102
自己株式	415	416
株主資本合計	29,600	30,060
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	705	675
その他の包括利益累計額合計	705	675
少数株主持分	97	100
純資産合計	30,403	30,835
負債純資産合計	44,723	45,381

(2) 【 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【 四半期連結損益計算書】

【 第 3 四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年12月31日)
売上高	30,519	30,030
売上原価	22,860	22,312
売上総利益	7,658	7,718
販売費及び一般管理費	6,545	6,652
営業利益	1,113	1,065
営業外収益		
受取利息	17	16
受取配当金	33	41
持分法による投資利益	9	14
その他	97	112
営業外収益合計	157	184
営業外費用		
支払利息	24	17
固定資産除却損	24	20
その他	16	37
営業外費用合計	66	75
経常利益	1,204	1,174
特別利益		
路線維持費補助金等	33	6
運行補償金	291	104
解約保証金等受入益	457	-
特別利益合計	782	111
特別損失		
固定資産圧縮損	83	1
減損損失	212	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	109	-
特別損失合計	405	1
税金等調整前四半期純利益	1,582	1,284
法人税等	699	669
少数株主損益調整前四半期純利益	883	615
少数株主利益	2	2
四半期純利益	880	612

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	883	615
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	121	29
持分法適用会社に対する持分相当額	0	1
その他の包括利益合計	122	30
四半期包括利益	760	584
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	758	582
少数株主に係る四半期包括利益	2	2

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	
(連結の範囲の重要な変更) 第2四半期連結会計期間において、明石神姫タクシー株式会社は清算したため、連結の範囲から除外しておりますが、同社の清算終了日までの損益計算書については連結しております。	

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて算出しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。	

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)、のれんの償却額及び負ののれんの償却額は、次の通りであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
減価償却費	1,734百万円	1,655百万円
のれんの償却額	-	9
負ののれんの償却額	1	1

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	75	2.5	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	75	2.5	平成22年9月30日	平成22年12月7日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	75	2.5	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金
平成23年11月8日 取締役会	普通株式	75	2.5	平成23年9月30日	平成23年12月6日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)	合計
	自動車運送	車両物販 ・整備	業務受託	不動産	レジャーサー ビス	計		
売上高								
外部顧客への売上高	15,146	3,266	2,120	2,558	6,862	29,953	566	30,519
セグメント間の内部 売上高又は振替高	60	1,423	30	282	144	1,942	406	2,348
計	15,206	4,689	2,151	2,840	7,007	31,896	972	32,868
セグメント利益又はセ グメント損失()	296	257	210	902	42	1,116	28	1,145

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、食料品・雑貨・化粧品等の物品販売、広告代理、清掃・警備等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	1,116
「その他」の区分の利益	28
セグメント間取引消去	31
四半期連結損益計算書の営業利益	1,113

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)	合計
	自動車運送	車両物販 ・整備	業務受託	不動産	レジャーサー ビス	計		
売上高								
外部顧客への売上高	14,947	3,336	2,144	2,303	6,706	29,438	592	30,030
セグメント間の内部 売上高又は振替高	59	1,404	32	295	139	1,932	395	2,328
計	15,007	4,741	2,177	2,598	6,845	31,370	988	32,358
セグメント利益又はセ グメント損失()	233	223	222	880	16	1,075	9	1,085

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、食料品・雑貨・化粧品等の物品販売、広告代理、清掃・警備、農業等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
 主要内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	1,075
「その他」の区分の利益	9
セグメント間取引消去	19
四半期連結損益計算書の営業利益	1,065

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	29円20銭	20円31銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	880	612
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	880	612
普通株式の期中平均株式数(千株)	30,164	30,158

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間
 (自平成23年10月1日
 至平成23年12月31日)

当社は、平成24年2月9日開催の当社取締役会において、平成24年7月2日を目処に子会社2社の設立及び会社分割により、旅行事業及び貸切バス事業といった観光関連事業を中間持株会社によって経営管理する体制に移行するための事業再編を行うことを決議いたしました。

1. 会社分割の目的

当社の旅行事業及び貸切バス事業は、経済環境の悪化や規制緩和に伴い収益力が悪化しており、少子高齢化等の構造的要因により今後ますます厳しくなるものと予想されます。

こうした状況のもと、当社では事業の市場競争力を高めることを目的に両事業の再編計画を策定、実行いたします。

当社の旅行事業は会社分割により子会社化し、新たに「神姫バスツアーズ株式会社」として事業収支の明確化と柔軟な人事制度の構築を行い、市場競争力を構築します。また、神姫バスツアーズ株式会社と貸切バス事業を行う子会社である神姫観光バス株式会社を統括する中間持株会社「神姫観光ホールディングス株式会社」を設立し、管理業務を統合してコスト削減を進めます。更に、神姫観光ホールディングス株式会社を主体として、旅行事業と貸切バス事業の両サービスをより機能的に結び付け、3社が一体となった経営戦略の立案や経営管理を行い、激変する経営環境、ニーズの変化に対応できる体制を構築します。

2. 当該吸収分割の相手会社に関する事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	神姫バスツアーズ株式会社 (平成24年3月2日設立予定)	神姫観光ホールディングス株式会社 (平成24年4月2日設立予定)
本店の所在地	姫路市西駅前町1番地	姫路市西駅前町1番地
代表者の氏名	山口 隆博	長尾 真
資本金の額	50百万円	10百万円
純資産の額	50百万円	10百万円
総資産の額	50百万円	10百万円
事業の内容	旅行事業	旅行事業及び貸切バス事業の経営管理に係る事業

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

神姫バスツアーズ株式会社及び神姫観光ホールディングス株式会社は、設立前の会社であり、最初の決算期を迎えていないため、確定した事業年度はありません。

3. 会社分割の要旨

(1) 吸収分割の方法

当社は、吸収分割の方式により、旅行事業を神姫バスツアーズ株式会社に、旅行事業及び貸切バス事業の経営管理に係る事業(以下「本件経営管理事業」)を神姫観光ホールディングス株式会社にそれぞれ承継させる予定です。

(2) 吸収分割の日程

本事業再編の承認に係る取締役会 平成24年2月9日
 子会社(神姫バスツアーズ(株))の設立 平成24年3月2日(予定)
 子会社(神姫観光ホールディングス(株))の設立 平成24年4月2日(予定)
 当社旅行事業に係る吸収分割契約書承認取締役会 平成24年5月15日(予定)
 分割契約締結 平成24年5月15日(予定)
 本件経営管理事業に係る吸収分割契約書承認取締役会 平成24年5月15日(予定)
 分割契約締結 平成24年5月15日(予定)
 当社旅行事業に係る吸収分割の効力発生日 平成24年7月2日(予定)
 本件経営管理事業に係る吸収分割の効力発生日 平成24年7月2日(予定)

2【その他】

中間配当について

平成23年11月8日開催の取締役会において、第129期の中間配当に関し、次の通り決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....75百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....2円50銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成23年12月6日

(注) 平成23年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

その他

特記すべき事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月14日

神姫バス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒井 憲一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石田 博信 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている神姫バス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、神姫バス株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。